

事業評価シート

担当課・室長：大気環境課長

事業名	工場・事業場の排出規制
上位施策名	大気環境の保全 (工 硫黄酸化物対策等)
1 事業の概要	<p style="text-align: center;">硫黄酸化物対策</p> <p>大気汚染に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全するため、二酸化硫黄に係る環境基準の達成を目標とし、大気汚染防止法に基づいて工場・事業場の規制・指導等を行うとともに、必要に応じて規制基準の見直し等について調査・検討を行う。</p> <p style="text-align: center;">その他</p> <p>カドミウム等の有害物質や一般粉じん等について、大気汚染防止法に基づき工場・事業場の規制・指導等を行うとともに、必要に応じて規制基準の見直し等について調査・検討を行う。</p>
2 進捗状況	<p style="text-align: center;">硫黄酸化物対策</p> <p>平成8年までの全国のばい煙発生施設から総排出量の推移を見ると、対象となる施設数は年を追うごとに増加しているにもかかわらず、硫黄酸化物に係る総排出量は横這い傾向であり、固定発生源に係る排出規制は着実に実施されている。なお、平成8年度以降では、平成11年度の排出実態について同様の調査を行っており、現在結果を取りまとめているところである。</p> <p>また、近年の二酸化硫黄の環境基準の達成状況は、火山等自然要因によるものを除いて、大部分の測定局で環境基準を達成しており、良好な状態が続いている。</p> <p style="text-align: center;">その他</p> <p>カドミウム等の有害物質や一般粉じん等に係る工場・事業場の規制については、既に法制度化されており、近年は特に問題も顕在化していない。</p> <p style="text-align: center;">(出典：平成11年度大気汚染状況報告書)</p>
3 評価	<p style="text-align: center;">硫黄酸化物対策</p> <p>硫黄酸化物に係る固定発生源対策については、二酸化硫黄の環境基準の達成状況からみて有効に機能しているものと考えられ、今後も現在実施している排出規制及び環境の状態の常時監視を引き続き実施し、対策の効果を把握しつつ適切な施策を検討していくべきである。</p> <p style="text-align: center;">その他</p> <p>カドミウム等の有害物質や一般粉じん等については、現在のところ特段問題は顕在化していないが、今後とも情報収集に努め、必要に応じて対策の強化等を検討していくべきと考えられる。</p>

4 予算事項名	<ul style="list-style-type: none"> ・総量削減計画進行管理調査 ・緊急時措置等対策 ・排出基準等設定 ・大気環境監視システム整備経費 ・排出基準等緊急立入調査費 ・大気汚染防止法施行費
5 対応副施策等	